

神奈川県消費生活条例の改正について

1 改正の概要

(1) 改正の趣旨

令和 6 年度に行った条例の見直しに伴い、安全性に疑いがある商品の立証要求の対象に役務等を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 事業者に対する安全性に疑いのある商品の立証要求等、危険な商品の排除の対象を「商品等」（商品、役務及び権利）に改める。（第 6 条～第 8 条関係）

イ アの施行に必要な限度において、事業者に対し、役務の提供に使用される物又は商品等に関する資料の提出を求めることがあるとする。（第 9 条関係）

ウ その他所要の規定の整備を行う。（第 5 条、第 13 条の 5 及び別表第 4 関係）

(3) 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

2 今後の予定

条例改正に伴う規則の改正を行った後、令和 7 年 12 月以降に県民や事業者に対して周知を図る。

新旧対照表

○神奈川県消費生活条例

新	旧
第1条～第4条 (略) (事業者の責務等)	第1条～第4条 (略) (事業者の責務等)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 事業者は、その <u>提供する商品等</u> について消費者の安全を確保するとともに、その取り扱う商品等について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。	2 事業者は、その <u>供給する商品及び役務</u> について消費者の安全を確保するとともに、その取り扱う商品等について消費者との取引における公正を確保するよう努めなければならない。
3～5 (略)	3～5 (略)
6 事業者は、その取り扱う <u>商品等</u> に関し環境の保全に配慮するとともに、 <u>当該商品等</u> について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。	6 事業者は、その取り扱う <u>商品及び役務</u> に関し環境の保全に配慮するとともに、 <u>当該商品及び役務</u> について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。
第5条の2～第5条の5 (略) (安全性に疑いのある商品等の立証要求等)	第5条の2～第5条の5 (略) (安全性に疑いのある商品の立証要求等)
第6条 知事は、 <u>商品等</u> （役務の提供に使用される物を含む。以下この節において同じ。）が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認定したときは、 <u>当該商品等を提供する事業者</u> に対し、資料の提出その他の方法により、 <u>当該商品等が安全であることの立証</u> を要求するものとする。	第6条 知事は、 <u>商品</u> （サービス業において使用される商品を含む。以下この節において同じ。）が消費者の健康を損ない、又は身体に危害を及ぼす疑いがあると認定したときは、 <u>その商品を供給する事業者</u> に対し、資料の提出その他の方法により、 <u>その商品が安全であることの立証</u> を要求するものとする。
2 知事は、事業者が前項に規定する要求に応じない場合においてその理由がないと認定したとき又は事業者が同項の規定により行った立証によつては <u>当該商品等が安全であることを十分に確認することができないと認定したときは、その事業者</u> に対し、再度立証すべきことを要求するものとする。	2 知事は、事業者が前項に規定する要求に応じない場合においてその理由がないと認定したとき又は事業者が同項の規定により行った立証によつては <u>当該商品が安全であることを十分に確認することができないと認定したときは、その事業者</u> に対し、再度立証すべきことを要求するものとする。
3・4 (略) (危険な商品等の排除)	3・4 (略) (危険な商品の排除)
第7条 知事は、 <u>商品等がその欠陥により消費者の健康を損ない、若しくは損なうおそれがあり、又は身体に危害を及ぼし、若しく</u>	第7条 知事は、 <u>商品がその欠陥により消費者の健康を損なうこととなり、又は身体に危害を及ぼすこととなると認定したときは、</u>

新	旧
<p>は及ぼすおそれがあると認定したときは、法令に定める措置をとる場合を除き、<u>当該商品等を提供する事業者</u>に対し、<u>その製造、販売又は提供を停止すること、製造又は提供の方法を改善すること</u>等必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 知事は、<u>商品等がその欠陥により消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合</u>において、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに<u>当該商品等の名称、当該商品等を提供する事業者</u>の名称等必要な事項を<u>公表しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定による<u>公表</u>があつたときは、<u>当該商品等を提供する事業者</u>は、直ちに<u>その製造、販売又は提供の停止等必要な措置</u>をとらなければならない。</p> <p>(資料等の提出)</p> <p>第9条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品、<u>役務の提供に使用される物又は商品等に関する資料</u>（次項において「資料等」という。）の提出を求めることができる。</p> <p>2 県は、前項の規定により事業者から<u>資料等</u>の提出を受けたときは、その事業者に対し、正当な補償を行うものとする。</p> <p>第10条～第13条の4 (略)</p> <p>(情報提供)</p> <p>第13条の5 知事は、事業者が第13条の2の規定に違反している疑いがある場合において、消費者に被害が発生することを防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る取引行為、<u>商品等の名称</u>その他に関する必要な情報を提供するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>法令に定める措置をとる場合を除き、<u>その商品を供給する事業者</u>に対し、<u>その商品の改善、供給の停止等必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告するものとする</u>。</p> <p>2 (略)</p> <p>第8条 知事は、<u>商品がその欠陥により消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼすこととなる場合</u>において、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に定める措置をとる場合を除き、直ちに<u>その商品の品名、その商品を供給する事業者</u>の名称等必要な事項を<u>発表しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定による<u>発表</u>があつたときは、<u>当該商品を供給する事業者</u>は、直ちに<u>回収等必要な措置</u>をとらなければならない。</p> <p>(商品の提出)</p> <p>第9条 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品の提出を求めることができる。</p> <p>2 県は、前項の規定により事業者から<u>商品</u>の提出を受けたときは、その事業者に対し、正当な補償を行うものとする。</p> <p>第10条～第13条の4 (略)</p> <p>(情報提供)</p> <p>第13条の5 知事は、事業者が第13条の2の規定に違反している疑いがある場合において、消費者に被害が発生することを防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る取引行為、<u>品名</u>その他に関する必要な情報を提供するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
第14条～第33条 (略)	第14条～第33条 (略)
別表第1～別表第3 (略)	別表第1～別表第3 (略)
別表第4 (第13条の2、第21条、第27条関係)	別表第4 (第13条の2、第21条、第27条関係)
1～4 (略)	1～4 (略)
5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたつて <u>提供される</u> 契約商品等の購入を内容とする条項を含む契約を締結させる行為	5 消費者に不当に過大な量の契約商品等又は不当に長期にわたつて <u>供給される</u> 契約商品等の購入を内容とする条項を含む契約を締結させる行為
6～8 (略)	6～8 (略)
別表第5～別表第8 (略)	別表第5～別表第8 (略)